

松島町告示第138号

公募型プロポーザル参加者の募集について

福29委第101号第3期障がい者計画第5期障がい福祉計画策定業務委託に係るプロポーザル参加者を募集します。

平成29年5月11日

松島町長 櫻井公一

1 業務名

福29委第101号 第3期障がい者計画第5期障がい福祉計画策定業務委託

2 業務内容

別紙「第3期障がい者計画第5期障がい福祉計画策定業務委託仕様書」のとおり

3 履行期間

契約締結日から平成30年3月30日まで。ただし、計画素案については 8月上旬までとする。

4 委託金額の上限

金 3, 109, 320円(消費税込み)

5 参加資格要件

プロポーザル方式による提案予定者は、次に掲げる資格要件を満たす者とする。万一、契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失う。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度競争入札参加資格登録簿(物品・役務)に登録されていること。
- (3) 宮城県内に本店又は請負契約について本店から受任された支店若しくは営業所を有している者であること。
- (4) 過去3年間で(平成26年度から平成28年度まで)において、地方公共団体が発注した同種業務を元請けとして宮城県内で履行した実績があること。
同種業務:障がい者計画及び障がい福祉計画策定業務又は地域福祉計画策定業務
- (5) 情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格であるJISQ27001(情報セキュリティマネジメントシステム)若しくはJISQ15001(プライバシーマーク取得)に審査登録がなされていること。
- (6) 松島町建設工事入札参加者指名停止要領(平成6年11月29日告示第65号)の定めによる措置要件に該当しないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。但し、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定をした場合にあつては、当該申立をしていない者とみなす。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。但し、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定をした場合にあつては、当該申立をしていない者とみなす。
- (9) 入札参加者等及び下請業者が暴力団関係者(暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者をいう。)でないこと。

6 担当部署及び関係資料の配布

(1) 担当部署

松島町町民福祉課福祉班 担当:山口、梅津
〒981-0215 松島町高城字帰命院下一19番地の1 松島町役場1階
電話:022-354-5706 FAX:022-353-2041
Eメールアドレス:fukushi@town.matsushima.miyagi.jp

(2) 関係資料の配布方法等

プロポーザルの仕様書等の関係資料は担当部署において配布及び松島町ホームページにて案内する。

期間:平成29年5月11日(木)から平成29年5月17日(水)午後3時まで

7 提出書類

次に示す事項を記載した書類を提出する。

提出部数は、下記(1)及び(2)のとおり

なお、体裁は縦型横書きとし、2点をホッチキス留めとし、カラー印刷も可とする。

(1) 参加申込書等

①参加申込書(様式1)

②会社概要・業務実績調書(様式2)実績がない場合は実績欄は空欄でも構わない。

③返信用封筒(宛名記入の上、切手貼付)

④プライバシーマーク又はISO207001/ISMNの認証取得を証する書類の写し 各1部

(2) 企画提案書 正本1部、副本13部

①提案書(様式3)

②業務実施体制(様式4)

③提案説明書(下記の内容をA4判片面5枚程度にまとめる。)

・本計画策定業務にあたっての基本的な考え方

・業務実施方針(仕様書で示された業務内容に基づいた各項目の実施方針とする。ただし、必要と認める
検討項目等については追加しても構わない。)

④参考見積書及び積算内訳書(消費税を除く)

*参加申込書、企画提案書及び参考見積書には、代表者印を押印すること。

(副本はコピー可)

*正本は、町民福祉課で保管し、副本を選定で使用する。

*提出書類に不備がある場合、プロポーザルに参加できない場合があるので注意すること。

8 参加申込書及び提案書の提出

(1) 提出場所・問い合わせ

宮城郡松島町高城字帰命院下一19番地の1

松島町町民福祉課福祉班(役場庁舎1階)

担当:山口、梅津 電話:022-354-5706

(2) 提出場所・問い合わせ

書面により上記提出場所へ持参又は郵送すること。

(3) 提出期間

①参加申込書(様式1)、会社概要、業務実績調書(様式2)

平成29年5月11日(木)から平成29年5月17日(水)午後3時まで

②企画提案書(様式3、様式4、提案説明書、見積書)

平成29年5月25日(木)から平成29年5月31日(水)午後3時まで

*土日、祝日は受け付けない。

(4) その他

①本プロポーザル実施についての説明会は行わない。

②提案書は、参加申込書(添付書類を含む。)を期間内に提出し、参加資格確認の通知を受けた事業者のみ受け付ける。

③提出期限後の提案書の再提出及び記載事項の変更は認めない。

④提出書類に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等の極めて特別な理由がある場合には、この限りではない。

⑤プロポーザル参加申込書を提出後に、都合により辞退したいときは、その旨を書面で提出すること。

⑥提出された関係書類は返却しない。また、松島町情報公開条例に基づき、原則として全ての関係書類が公開請求の対象となる。ただし、公開することにより事業活動に支障をきたすおそれのある情報が関係書類等にある場合は、事前に町民福祉課に申告し、協議の上、同条例の規定に反しない範囲で非公開とする部分を定めるものとする。

9 提案書の審査の方法

審査の方法は、プレゼンテーション審査をもって行い、提案内容を選定委委員会が評価する。

プレゼンテーション審査は、業務実施体制(様式4)の記載の技術者のうち、主たる担当者となる予定者が提案書に基づいて行い、選定委委員会が評価する。日程等の詳細は、参加資格の確認後に別途通知する。

審査予定日:平成29年6月上旬

10 無効となる提案書

下記のいずれかに該当する提案書類は、原則として提案書全体を無効とし、審査の対象としない。

- (1) 各提出すべき様式に記載漏れがある場合等、提出書類に不備がある場合
- (2) 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 参考見積金額が提示している委託金額の上限を超えているもの
- (4) その他、本説明書において規定した条件を満たしていないもの

11 提案採用者の決定

- (1) 提案採用者については、選定委員会の審査においては、最も評価の高い審査の総合評価事業者を提案採用者とする。
- (2) 選定委員会の審査結果は、参加申込者に対して、書面による通知する。
- (3) 契約締結前に提案採用者の提出書類又は提案内容に虚偽等があることが判明した場合は、次点の提案者を繰り上げて提案採用者とする。
- (4) 審査結果に対する異議申立ては受理しない。

12 契約に関する事項

本プロポーザルの契約については、次により行う。

- (1) 委員会において決定された受託候補者を優先交渉権者として、随意契約による契約締結交渉を行い、優先交渉権者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。また、特別な理由により受託候補者と契約締結できない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。
- (2) 契約書の作成
本町で受託者と協議したうえで契約書を作成する。
- (3) 支払条件
ア 支払い方法は、本町と受託者との協議のうえ、契約書で定める。
イ 支払いは、契約書に基づいて支払う。
- (4) その他契約に関する事項
契約時における仕様書は、本町と受託者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

13 質問及び回答

- (1) 質問がある場合は、質問書(様式5)に要旨を簡潔にまとめ、下記の受付期間内に担当部署へ電子メール又はファックスで問い合わせること。(着信は必ず確認すること。)
受付期間:平成29年5月11日(木)から平成29年5月17日(水)午後4時まで
- (2) 質問への回答は、原則、電子メール又はファックスで回答する。
回答日:平成29年5月22日(月)
なお、質問は、下記により行うこととする。質問がない場合は「なし」と記載し必ず返信すること。
①宛先:松島町民福祉課福祉班
②件名:「第3期障がい者計画第5期障がい福祉計画策定業務委託」に係る質問回答書
電話:022-354-5706 FAX:022-353-2041
Eメールアドレス:fukushi@town.matsushima.miyagi.jp

14 募集から受託者決定までのスケジュール

内 容	期 間 等
公簿案内の公表	平成29年5月11日(木)
参加申請書受付期間	平成29年5月11日(木)～5月17日(水)
質問受付期間	平成29年5月11日(木)～5月17日(水)
質問回答日	平成29年5月22日(月)
参加資格審査結果通知(予定)	平成29年5月24日(水) 発送
企画提案書提出期間	平成29年5月25日(木)～5月31日(水)

審査委員会・プレゼンテーション (別途通知) (予定)	平成29年6月上旬
審査結果通知(予定)	平成29年6月上旬

15 その他

- (1) 当該プロポーザルに係る提案書の作成・提案書等の一切の経費は、当該プロポーザルの参加者が負担する。
- (2) 町の各種計画書等の資料は、ホームページを参照するものとする。
- (3) 提案書の作成のために松島町から貸与された資料は、提案書の作成以外の目的で使用することはできない。
- (4) 提案書は1事業者につき、1件とする。